

東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に 別紙2  
 係る電離放射線障害防止規則の根拠条文等

除染電離則		労働安全衛生法		
条	項	根拠条文	罰則（量刑）	罰則（根拠）
第1条		(実施省令)	なし	
第2条		(実施省令)	なし	
第3条		第27条第1項(第22条第2号関係)	6月又は50万以下	第119条第1号
第4条		第27条第1項(第22条第2号関係)	6月又は50万以下	第119条第1号
第5条	第1項～第6項	第27条第1項(第22条第2号関係)	6月又は50万以下	第119条第1号
	第7項	(実施省令)	なし	
	第8項	第27条第1項(第26条関係)	50万以下	第120条第1号
第6条	第1項	第27条第1項(第22条第2号関係)	6月又は50万以下	第119条第1号
	第2項	第27条第1項(第22条第2号関係) 第103条第1項	6月又は50万以下 50万以下	第119条第1号 第120条第1号
	第3項	第27条第1項(第22条第2号関係)	6月又は50万以下	第119条第1号
第7条		第27条第1項(第22条第2号関係)	6月又は50万以下	第119条第1号
第8条		第27条第1項(第22条第2号関係)	6月又は50万以下	第119条第1号
第9条		第27条第1項(第22条第2号関係)	6月又は50万以下	第119条第1号
第10条		第100条第1項	50万以下	第120条第5号
第11条	第1項	第27条第1項(第22条第2号関係)	6月又は50万以下	第119条第1号
	第2項	第100条第1項	50万以下	第120条第5号
第12条		第27条第1項(第22条第2号関係)	6月又は50万以下	第119条第1号
第13条		第27条第1項(第22条第2号関係)	6月又は50万以下	第119条第1号
第14条	第1項、第2項	第27条第1項(第22条第2号関係)	6月又は50万以下	第119条第1号
	第3項	第27条第1項(第26条関係)	50万以下	第120条第1号
第15条	第1項	第27条第1項(第22条第2号関係)	6月又は50万以下	第119条第1号
	第2項	第27条第1項(第26条関係)	50万以下	第120条第1号
		第27条第1項(第22条第2号関係)	6月又は50万以下	第119条第1号
第16条	第1項	第27条第1項(第22条第2号関係)	6月又は50万以下	第119条第1号
	第2項	第27条第1項(第26条関係)	50万以下	第120条第1号
第17条		第27条第1項(第22条第2号関係)	6月又は50万以下	第119条第1号
第18条	第1項	第27条第1項(第22条第2号関係)	6月又は50万以下	第119条第1号
	第2項	第27条第1項(第26条関係)	50万以下	第120条第1号
第19条		第59条第3項	6月又は50万以下	第119条第1号
第20条	第1項	第66条第2項	50万以下	第120条第1号
	第2項	(実施省令)	なし	

第 21 条		第 66 条の 3 第 103 条第 1 項	50 万以下	第 120 条第 1 号
第 22 条		第 66 条の 4	なし	
第 23 条		第 66 条の 6	50 万以下	第 120 条第 1 号
第 24 条		第 100 条第 1 項	50 万以下	第 120 条第 5 号
第 25 条		第 27 条第 1 項 (第 22 条第 2 号関係)	6 月又は 50 万以下	第 119 条第 1 号
第 26 条		第 27 条第 1 項 (第 22 条第 2 号関係)	6 月又は 50 万以下	第 119 条第 1 号
第 27 条	第 1 項	(実施省令)	なし	
	第 2 項	第 27 条第 1 項 (第 22 条第 2 号関係)	6 月又は 50 万以下	第 119 条第 1 号
第 28 条	第 1 項	(実施省令)	なし	
	第 2 項	第 27 条第 1 項 (第 22 条第 2 号関係)	6 月又は 50 万以下	第 119 条第 1 号
第 29 条		第 27 条第 1 項 (第 22 条第 2 号関係)	6 月又は 50 万以下	第 119 条第 1 号